



年 月 日

株式会社 共同通信社 宛

申請者

住所

社名・団体名

代表者

印

名義後援申請書

下記の事業（以下「本事業」といいます）について、次の通り貴社の後援名義の使用を承諾願います。

1. 本事業の実施につき、貴社に費用負担は一切求めません。
2. 本申請書の記載事項に変更が生じた場合、および本事業に関して何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに報告します。
3. 本事業終了後は、直ちに結果を報告します。

事業名	
主催者名	
共催者名	
協賛者名	
協力者名	
実施期間	平成 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
実施場所	住所 会場名
事業の目的および内容	
参加料・入場料・料金等	
他の後援申請先 (予定含む)	
連絡先	〒 住所 名称 TEL 担当者名
その他 (出賞願い等)	

* 本申請書により株式会社共同通信社が取得した個人情報については、株式会社共同通信社にて適切に管理し、本申請書に基づく名義後援申請に対する後援承諾書の送付、および株式会社共同通信社からのイベントの案内のみに使用します。



共同通信社の名義後援申請について

文化、学術、芸術、教育、社会貢献、芸能、スポーツ等のイベントを開催するにあたり、株式会社共同通信社の後援（名義使用）を希望される場合は、以下の手続き、内容をご確認の上、お申し込み下さい。

1. 申請書に必要な事項を漏れなくご記入の上、責任者が捺印して下さい。
 - ・ 必ず、専用の申請用紙をご利用下さい
 - ・ 申請用紙には、実施要綱、企画書、趣意書など、詳しい事業の内容が分かる資料を添付して下さい
 - ・ 「重要注意事項」末尾の署名欄に、代表者が署名・捺印し、返送して下さい
 - ・ 返信用の封筒（宛先明記、切手貼付）を同封して下さい
2. 下記の宛先へ、1. で用意した必要書類を送付してください。少なくともイベント開催の1カ月前までに、後援承諾の手続きが完了するよう、送付して下さい。審査にかかる期間は、通常約2週間です。なお、ファクスやEメールでの申請は受け付けていません

【送付先】

〒105-7208

東京都港区東新橋 1-7-1 汐留メディアタワー 8階

株式会社 共同通信社 総務部 「後援名義申請」係

TEL 03-6252-6003（営業時間：土日祝日を除く9：30～17：30）

3. 名義後援申請書は、株式会社共同通信社で審査し、承諾の場合は「後援承諾書」を発行します。なお、審査の結果、後援を承諾できない場合があります。
4. 「後援承諾書」の発行に伴い、ポスターやチラシ、プログラムなどの印刷物や会場内看板などに、申請された事業の「後援」団体として、「株式会社 共同通信社」の名義を表記することができます。ただし「共同通信社」のみの表記は不可とします。必ず『株式会社』もしくは『株』を社名の前に入れて下さい。
 - ・ 印刷物などの発注は、必ず、後援承諾書受領後に行ってください
 - ・ 後援承諾書の発行が万が一遅延した場合であっても、当社は当該遅延に伴う責任を一切おいません
5. 事業終了後は、3カ月以内に終了報告書を郵送にてご提出下さい。期限内に提出のない団体については、以後の後援申請をお断りする場合があります。



重要注意事項

1. 申請内容に変更が生じた場合および本事業に関して何らかのトラブルが発生した場合は、直ちにご連絡下さい。以下のような場合には、後援承諾書発行後も後援を取り消す場合があります。その際には、株式会社共同通信社の社名の入った印刷物や看板などの告知物は、すべて回収し破棄して頂きます。
 - ・ 名義後援の趣旨・内容を逸脱する行為があったと株式会社共同通信者が判断した場合
 - ・ 申請内容と異なる事実が判明した場合や信義に反する行為があったと株式会社共同通信社が判断した場合
 - ・ 主催者（申請者）側の落ち度でトラブルが発生したと共同通信社が判断した場合

2. 後援名義の使用にあたっては、経費に関するすべての問題、開催中の事故、または不測の事態、前記1. に定める後援の取消、その他の理由の如何に関わらず、本事業に関連して発生した問題（抗議、クレーム、訴訟の提起等その一切を含む）についてはすべて、申請者（団体）の責任・負担で処理・解決していただきます。株式会社共同通信社は一切関知しません。あらかじめご理解の上、お申し込みください。

3. 後援名義使用の申請者（団体）が、個人情報（参加者名簿、会員名簿など）を取得、利用する場合は、法令を順守し、故意、過失により個人情報が漏洩することがないように十分な管理を徹底するとともに、利用目的を明示して取得し、その利用目的を超えて使用しないで下さい。取得した個人情報は、利用目的の範囲内で、内容の正確性、最新性を確保することに努めるとともに、不正なアクセスや漏洩、改ざんを防止するため取扱者を特定するなど、管理を徹底してください。万が一漏洩などの事故が発生した場合、その責任は申請者（団体）がすべて負い、株式会社共同通信は一切関知しないことを保証し、了解していただきます。

4. 以下のいずれかに該当すると株式会社共同通信社が判断した場合は、後援をお断りいたします
 - ・ 公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの
 - ・ 特定の政党、宗教団体等が、政治活動、布教等を目的として実施する事業
 - ・ 高額な参加費の徴収、または出品物の販売など、営利が主目的と認められるもの
 - ・ 過去に後援した事業で、正当な理由なく承諾の際の条件を履行しなかったもの
 - ・ その他、後援することが不適當であるもの

申請要綱および重要注意事項をすべて理解し、これに同意します

申請代表者 署名

